

週休2日等促進工事におけるQ & A

令和4年3月 作成
令和7年4月 修正

	質 問	回 答
1	祝日に終日休工した場合、現場閉所等日にカウントできますか？	土・日・祝日を問わず現場閉所等日にカウントできます。
2	午前のみ、または午後のみ休工とした場合は、0.5日の現場閉所等日としてカウントできますか？ 半日の休工を2日連続で実施した場合、1日の現場閉所等としてカウントできますか？	原則、1日を通して現場閉所等を実施した場合のみをカウントします。 半日など1日に満たない場合は、現場閉所等日にカウントできません。
3	悪天候等の予報で、急に翌日を休工としたい場合、事前に提出してある工程表の休日との変更はできますか？ 作業員が現場に集合したが、悪天候等で作業ができないと判断し、急遽、その日1日を休工とした場合、現場閉所等日となりますか？	降雨、降雪等による予定外の終日休工についても、現場閉所等日としてカウントできます。 現場閉所等日の変更は、直前でも監督員との協議により可能となります。
4	夜間工事の場合、現場閉所等はどのような取り扱いとなりますか？	月曜～火曜にまたがる夜間工事の場合、一般的に月曜（当日）出勤であり、火曜（翌日）出勤ではありません。 昼間工事同様、1日を通して休工となった場合、現場閉所等日となります。
5	A現場の作業員が、A現場の現場閉所等日にB現場で作業した場合、どのような取り扱いになりますか？	A現場が1日を通して休工の場合は、その現場は現場閉所等日とカウントされます。 ただし、AとBの工事現場が連続し、一体とみなされる場合は、現場閉所等日として扱いません。
6	平日の現場閉所等日に主任技術者等が現場事務所ではなく、本社で書類作成をした場合は、現場閉所等日となりますか？	現場閉所等日に本社等で書類作成した場合、現場閉所等日として扱うことは可能です。 ただし、時間外勤務、休日出勤などがないよう、本制度の趣旨に沿った対応をお願いします。
7	現場閉所等日の日数が、週によりバラバラですが、対象期間の平均現場閉所率が4週8休の28.5%以上となっていますが、週休2日を達成したことになりますか？	週により現場閉所等日数が変動してもかまいません。また、対象期間中、毎月同じ現場閉所率である必要はありません。現場着手日（現場に継続的に常駐を開始した最初の日）から現場完了日までの対象期間で現場閉所等日数を整理することとなります。 週休2日の達成について、週休2日（通期）の場合は、対象期間内の現場閉所率（28.5%以上）で判断しますが、週休2日（月単位）の場合は、対象期間内の全ての月ごとにおける現場閉所率（28.5%以上）で判断します。
8	現場完了日は、どのように判断するのですか？	工事施工範囲内ですべての作業が完了した日を、受発注者間で確認する必要があります。
9	当初、土日閉所で週休2日を行っていたが、工事終盤に降雨、降雪等により作業不能日が続いた場合、工期の延長は認められますか？	通常想定される気象条件による作業不能日は、不稼働日として工期に含まれているため、工期の延長は認められません。 天候不良の日が例年より長いと判断される場合は、受注者の請求による工期の延長は認められます。 暴風、豪雨、洪水、地震その他自然的または人為的な事象であって受注者の責に帰することができない事象が発生し、施工ができないと認められる場合は、中止することで工期の延長が認められます。
10	お盆、年末年始に現場閉所を実施した場合は、現場閉所日数になりますか？	夏季（お盆）休暇は4日間、年末年始休暇は7日間が、週休2日対象期間から除かれます。 例） 夏季休暇7日－除外期間4日＝現場閉所3日
11	現場閉所等の確認は、どのように行われますか？	毎月提出する工事履行報告書に現場閉所等日の実績が入った実施工程表を添付し、監督員が実績を確認することとしています。
12	受注者希望型の場合、基本的には4週8休と思いますが、4週6休または7休での計画としても可能ですか？	受注者希望型においても、4週8休を標準としているため、これ以外の計画の場合、促進工事の実施と認められません。

週休2日等促進工事におけるQ & A

令和4年3月 作成
令和7年4月 修正

	質 問	回 答
13	現場完了後、週休2日対応の設計変更に期間を要しますが、その場合、工期延長は可能ですか？	週休2日対応の設計変更は、その期間も含めての工期となるため、原則、工期の延長は認められません。変更契約期間を考慮して工程管理をお願いします。
14	建築関係工事の週休2日補正について、土木工事と同様に共通仮設費、現場管理費等の補正は行わないのですか？	建築関係工事の共通仮設費、現場管理費等の補正については、週休2日を前提とした工期設定をし、共通費積算基準に基づき算出していることから補正は行われません。
15	工事着手日から現場着手日までの準備期間について、起工測量はどちらに該当するのか？	準備期間については、施工に先立って行う、労務・資機材の調達、調査・測量、現場事務所の設置等の期間になります。 ただし、他工事や電柱移転等の影響による待機期間、工事中止期間を除きます。
16	週休2日等促進工事の対象外の工事について、契約後、週休2日工事として実施することは可能か？	対象外工事であっても、受注者が週休2日等の実施を希望する場合は、受発注者協議の上で対象工事とすることが出来ます。 希望する場合は、必ず施工計画書提出前に協議を行ってください。 新たに対象となった工事は、「受注者希望型」の適用となり、協議どおり週休2日等が達成できた場合、設計変更を行うこととなります。
17	掲示板の設置費用の計上について、要領から削除されているが、工事掲示板を設置しなくとも良いのか？	要領上、「受注者は、対象期間中、工事現場に促進工事の対象である旨を明示するものとする」となっており、現場には必ず掲示する必要がありますが、共通仮設費への積み上げ計上ではなく、率対象の標示板等での対応としています。
18	実施要領の現場閉所の定義における、「巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業」とはどのような作業か？	現場パトロール、足場点検、建設機械等の点検のほか、次のような作業が考えられます。 ・災害の発生が予想される場合の予防作業 ・災害発生時の対応作業 ・強風による飛散対策等の第三者被害防止作業 ・緊急時の安全パトロール ・コンクリートの散水養生等、品質を確保するうえで必要な作業 ・交通誘導警備（誘導員のみ） など
19	大雪のため作業員による現場の除雪作業のみを行い、本体工事を行っていない場合は現場閉所扱いとなりますか？	受発注者協議の上、「現場管理上必要な作業」として判断されれば現場閉所扱いとします。
20	週休2日を確保すると契約工期内の竣工が困難な場合、工期の延長は可能ですか？	当初積算時に「4週8休以上」の標準工期を設定しており、週休2日の確保を目的とした工期の延長は行いません。
21	月単位の考え方について、暦上のひと月、または着手日からのひと月のどちらか？	暦上のひと月とします。
22	月の日数が31日で、暦上の土曜日・日曜日が8日の場合、暦通りに土日を開所すると現場閉所率が25.8%（8日/31日）となり、4週8休以上が達成できない。この場合、月単位の週休2日を達成するために追加で休日設ける必要があるのでしょうか。	暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に4週8休（28.5%）以上を達成しているものとみなすことから、暦上の土曜日・日曜日である8日の閉所で月単位の週休2日を達成したものとします。 ※別紙1 フロー図 } 参照願います ※別紙2 参考例
23	月単位の週休2日工事において、1ヶ月だけ4週8休以上が達成できなかった場合はどうなるのか？	月単位の週休2日は対象期間内の全ての月で4週8休以上の現場閉所を達成することとなり、1ヶ月でも未達成の場合は、該当する条件に変更することとなります。 月単位は未達成でも、通期で4週8休以上を達成している場合、通期の週休2日の補正に変更となります。

週休2日等促進工事におけるQ & A

令和4年3月 作成
令和7年4月 修正

	質 問	回 答
24	現場着手月や現場完了月で暦上の1ヶ月に満たない場合、月単位の達成状況の確認はどうするのか？	暦上の1ヶ月に満たない月は、当該月の期間内の土曜日・日曜日の日数の割合により、現場閉所率または現場閉所日数での確認を行うことになります。 期間内の土日全て閉所を行うと現場閉所率28.5%以上に達する場合は、期間内の現場閉所日数による現場閉所率が28.5%以上で達成となります。 期間内の土日全て閉所を行っても現場閉所率28.5%以上に達しない場合は、期間内の土日の合計日数以上に現場閉所を行っていれば達成とみなします。
25	週休2日（月単位）として発注された工事を、週休2日（通期）など他の週休2日区分で実施したい場合はどうすればよいか？	施工計画書提出前までに受発注者協議を行い、協議が整った場合は、実施要領に定める週休2日工事を実施することは可能です。
26	週休2日（月単位）として発注された工事において、閉所実績が完全週休2日に該当する場合、週休2日の補正や評価はどうなるのか？	施工計画書提出前までに、完全週休2日の実施について受発注者協議が整ったうえで実施され、かつ実績が確認された場合、完全週休2日の加点点評価とします。 経費の補正については、完全週休2日と週休2日（月単位）の補正率は同等のため、変更はありません。